

スポーツ基本法

[施行 2022. 2. 11.] [法律第 18380 号、2021. 8. 10、制定]

[制定]

◇制定理由

スポーツ分野を総括し、各業務領域を総合的・体系的に規律する基本法作りが必要なところ、すべての国民のスポーツ権を保障し、国務総理傘下の国家スポーツ政策委員会を設置し、国と地方自治団体が分野別振興施策を樹立・施行するようにし、スポーツ振興のための寄付文化の造成のために努力するなどの内容を規定するものである。

◇主な内容

イ. この法律は、スポーツに関する国民の権利と国及び地方自治団体の責任を定め、スポーツ政策の方向とその推進に必要な基本的な事項を規定することにより、スポーツの価値と地位を高め、すべての国民が健康で幸せな生活を営み、もって国家社会の発展と社会統合を図ることを目的とする（第 1 条）。

ロ. すべての国民は、スポーツ及び身体活動において差別されずに自由にスポーツ活動に参加し、スポーツを享受できる権利（スポーツ権）を有する（第 4 条）。

ハ. 国は、地方自治団体のスポーツ関連計画、施策と資源を尊重し、地域間スポーツ格差の解消を通じてバランスの取れたスポーツの発展がなされるように努力しなければならない（第 5 条）。

ニ. 国務総理所属でスポーツ振興中長期計画の策定・調整等のための国家スポーツ政策委員会を設置する（第 9 条）。

ホ. 国と地方自治団体は、国民のスポーツ活動に必要な施設の適正な確保と利用に必要な施策を講じなければならない（第 17 条）。

ヘ. 国と地方自治団体は、スポーツ人材の養成と選手・指導者等の引退後の進路支援のための基盤を造成し、必要な施策を推進しなければならない。スポーツの価値を拡散しスポーツを振興させるための教育を実施しなければならない（第 18 条）。

ト. すべてのスポーツ活動は、スポーツ精神に応える倫理性を確保しなければならない（第 20 条）。

チ. スポーツ活動とスポーツ施設の設置運営は、自然環境と生活環境を考慮して環境親和的に行われること（第 22 条）。

リ. 国は、スポーツを通じた社会統合と国家イメージの向上のために、国際競技大会及びスポーツ行事の誘致など、スポーツの国際交流協力を推進しなければならない（第 24 条）。

ス. 国は、スポーツを通じた南北間の交流・協力を活性化するために、スポーツ科学・技術・学術・情報及び人材の交流と競技大会の開催及び参加などに必要な施策を講じなければならない（第 25 条）。

ル. 国は、スポーツ振興のための民間の財源助成と寄付文化の活性化のための制度と環境を用意するために努力しなければならない（第 26 条）。

ヲ. 国民のスポーツ意識を盛り上げ普及するために、毎年 10 月 15 日をスポーツの日として指定して、毎年 4 月の最後の週をスポーツ週間とする（第 27 条）。

国会で議決されたスポーツ基本法をここに公布する。

大統領 ムン・ジェイン (印)

2021年8月10日

國務総理 金ブギョム

國務委員、文化体育観光部長官 ファン・ヒ

スポーツ基本法

[施行 2022. 2. 11.] [法律第 18380 号、2021. 8. 10、制定]

文化体育観光部 (規制改革法務官)、044-203-2255

第 1 条 (目的) この法は、スポーツに関する国民の権利と国及び地方自治団体の責任を定め、スポーツ政策の方向とその推進に必要な基本的な事項を規定することにより、スポーツの価値と地位を高め、すべての国民が健康で幸福な生活を営み、もって国家社会の発展と社会統合を図ることを目的とする。

第 2 条 (基本理念) この法は、国民すべてがスポーツ及び身体活動に自由、平等に参加して、健康で幸せな生活を営むことができるように、スポーツの価値が教育、文化、環境、人権、福祉、政治、経済、余暇など私たちの社会領域全般に拡散できるよう国と地方自治団体がその役割を果たし、個人がスポーツ活動で差別されないようにし、スポーツの多様性、自律性と民主性の原理が調和をもって実現されるようにすることを基本理念とする。

第 3 条 (定義) この法律で使用する用語の意味は、次のとおりである。

1. 「スポーツ」とは、健康な体を育て、健全な精神を涵養し、質の高い生活のために自主的に行う身体活動をベースにした社会文化的行動をいい、「国民体育振興法」第 2 条第 1 号による体育を含む。
2. 「専門スポーツ」とは、「国民体育振興法」第 2 条第 4 号による選手 (以下「選手」という。) が行うスポーツ活動をいう。
3. 「生活スポーツ」とは、健康と体力増進のために行う自主的かつ日常的なスポーツ活動をいう。
4. 「障害者スポーツ」とは、障害者が参加するスポーツ活動 (生活スポーツや専門スポーツを含む) をいう。
5. 「学校スポーツ」とは、学校 (「幼児教育法」第 2 条第 2 号による幼稚園、「初・中等教育法」第 2 条及び「高等教育法」第 2 条による学校をいう。以下同じ。) で行われるスポーツ活動 (学校課程以外のスポーツ活動と「国民体育振興法」第 2 条第 8 号による運動競技部のスポーツ活動を含む。) をいう。
6. 「スポーツ産業」とは、スポーツに関連する財貨やサービスを通じて付加価値を創出する産業をいう。
7. 「スポーツクラブ」とは、会員の定期的なスポーツ活動のために「スポーツクラブ法」第 6 条により登録をして、地域社会の体育活動振興のために運営される法人又は団体をいう。

[施行日 : 2022. 6. 16] 第 3 条第 7 号

第 4 条 (国民の権利) すべての国民は、スポーツや身体活動の差別を受けずに自由にスポーツ活動に参加し、スポーツを享受する権利 (以下「スポーツ権」という。) を有する。

第5条（国と地方自治団体の責務）①国は、スポーツ権を保障するためにスポーツに関する政策を樹立・施行し、そのための財源の拡充と効率的な運営のために努力しなければならない。

②国は、地方自治団体のスポーツ関連計画・施策と資源を尊重し、地域間スポーツ格差の解消を通じてバランスの取れたスポーツの発展がなされるように努力しなければならない。

③国及び地方自治団体は、経済的・社会的・地理的な制約などでスポーツを享受できないスポーツ疎外階層のスポーツ享受機会を拡大し、スポーツ活動を奨励するために必要な施策を講じなければならない。

④国及び地方自治団体は、児童、青少年、高齢者や障害者のスポーツ参加機会を拡大するために努力しなければならない。

第6条（他の法律との関係）①スポーツについて、他の法律に特別な規定がある場合を除いては、この法律で定めるところによる。

②スポーツについて他の法律を制定したり改正したりする場合には、この法の目的に合うようにしなければならない。

第7条（スポーツ政策樹立・施行の基本原則）国と地方自治団体は、スポーツに関する政策を策定し実施するときは、次の各号の事項を十分に考慮しなければならない。

- 1.スポーツ権を保証すること
- 2.スポーツ活動を尊重し、社会全般に拡散されるようにすること
- 3.国民と国家のスポーツ能力を高めるための条件を造成し支援すること
- 4.スポーツ活動への参加やスポーツ教育の機会が拡大されるようにすること
- 5.スポーツの価値を尊重し、スポーツの原動力を高められるようにすること
- 6.スポーツ活動と関連した安全事故を防止すること
- 7.スポーツの国際交流・協力を促進すること

第8条（スポーツ振興基本計画の策定等）①文化体育観光部長官は、スポーツ振興のために第9条による国家スポーツ政策委員会の審議を経て、5年ごとにスポーツ振興基本計画（以下“基本計画”という）を策定し、これを施行しなければならない。

②基本計画には、次の各号の事項が含まれなければならない。

- 1.スポーツ振興の目標と方向
- 2.スポーツ振興のためのスポーツ政策の基本方向
- 3.スポーツ振興のための法令・制度の用意など基盤造成に関する事項
- 4.スポーツ権の身長に関する事項
- 5.スポーツ活動を通じた国民の生活の質の向上のための施策に関する事項
- 6.第10条から第16条までに基づく分野別スポーツ施策
- 7.スポーツ施設の造成と活用と安全に関する事項
- 8.スポーツ人材の養成、選手などの引退後の支援とスポーツ教育の活性化に関する事項
- 9.スポーツ政策に関する調査・研究と開発に関する事項

10.スポーツ倫理と公正性の確保に関する事項

11.スポーツ活動の安全を保障するための事故の防止と処理に関する事項

12.スポーツ振興のための財源調達とその運用に関する事項

13.スポーツの遺産及びスポーツ文化の保全と活用に関する事項

14.その他スポーツ振興のために必要な事項として大統領令で定める事項

③文化体育観光部長官は、基本計画を策定する際には事前に関係中央行政機関の長と協議しなければならない。基本計画を策定したときには関係中央行政機関及び地方自治団体の長に知らせなければならない。

④関係中央行政機関及び地方自治団体の長は、基本計画に基づいて毎年スポーツ振興のための実施計画（以下「施行計画」という）を樹立・施行しなければならない。

⑤その他の基本計画及び実施計画の樹立・施行等に必要な事項は大統領令で定める。

第9条（国家スポーツ政策委員会）①国民のスポーツ権保障と主要施策の評価・点検、基本計画の樹立・調整、国際競技大会の開催に関連する主な政策の策定・調整等に関する事項を審議議決しスポーツ関連政策を総括調整するために、国務総理所属で国家スポーツ政策委員会（以下「政策委員会」という）を置く。

②国際競技大会に関連する案件を検討して政策委員会から委任した事項を処理するために政策委員会に国際競技大会支援実務委員会を置く。この場合、国際競技大会支援実務委員会の委員長は文化体育観光部次官となる。

③第1項による政策委員会及び第2項による国際競技大会支援実務委員会の構成及び運営に必要な事項は大統領令で定める。

第10条（専門スポーツに関する施策）①国及び地方自治団体は、専門スポーツを育成するために選手の保護及び権利保障、競技力向上など必要な施策を樹立・施行しなければならない。

②第1項による専門スポーツの育成等に必要な事項は別に法律で定める。

第11条（生活スポーツに関する施策）①国及び地方自治団体は、スポーツを通じた国民の体力増進と健全な余暇のために生活スポーツ振興に必要な施策を樹立・施行しなければならない。

②国及び地方自治団体は、生活スポーツ振興のために必要な場合、スポーツ指導者を配置したり、生活スポーツプログラムを開発・普及しなければならない。

③第1項による生活スポーツの対象と範囲、第2項によるスポーツ指導者の資格、その他必要な事項は別に法律で定める。

第12条（障害者スポーツに関する施策）①国及び地方自治団体は、障害者スポーツの振興と発展のために必要な施策を樹立・施行しなければならない。

②第1項による障害者スポーツの振興と発展等に必要な事項は、別に法律で定める。

第13条（学校スポーツに関する施策）①国及び地方自治団体は、学生の体力増進及び学校内スポーツ活動の活性化などのために必要な施策を講じなければならない。

②第1項による学校のスポーツ振興等に必要な事項は、別に法律で定める。

第14条（プロスポーツに関する施策）①国及び地方自治団体は、文化体育観光部長官が指定するプロスポーツ団体に登録された選手が行うスポーツ活動（以下この条において「プロスポーツ」という）が、国民経済の健全な発展に寄与し、国民がプロスポーツ観戦を通じ、健全な余暇善用ができるよう、プロスポーツ育成に必要な施策を樹立・施行しなければならない。

②第1項によるプロスポーツ育成に必要な事項は、別に法律で定める。

第15条（スポーツ産業に関する施策）①国及び地方自治団体は、スポーツ産業の振興と国際競争力の強化に必要な施策を樹立・施行しなければならない。

②第1項によるスポーツ産業の振興に必要な事項は、別に法律で定める。

第16条（スポーツクラブに関する施策）①国及び地方自治団体は、国民の余暇善用のためにスポーツクラブの活動に必要な施設を設置・運営し、それに必要な施策を樹立・施行しなければならない。

②第1項によるスポーツクラブの設置・運営及び安全管理等に必要な事項は、別に法律で定める。

[施行日：2022.6.16]第16条

第17条（スポーツ施設に関する施策）①国及び地方自治団体は、国民のスポーツ活動に必要な施設の適正な確保と利用に必要な施策を講じなければならない。

②第1項によるスポーツ施設の設置・利用等に必要な事項は、別に法律で定める。

第18条（スポーツ人材の養成及び選手などの引退後の支援など）①国及び地方自治団体は、スポーツ人材の養成と選手及び指導者等の引退後の進路支援のための基盤を造成し、必要な施策を推進しなければならない。

②国及び地方自治団体は、スポーツの価値を拡散しスポーツを振興させるための教育を実施しなければならない。

第19条（スポーツ振興のための調査・研究と開発）①国と地方自治団体は、スポーツ活動を通じた国民の生活の質向上と地域間スポーツ格差の解消を通じた国民のスポーツ権の拡大のために必要な実態調査と関連調査・研究を実施しなければならない。

②国及び地方自治団体は、スポーツ振興のためにスポーツ政策及びスポーツ科学関連調査・研究と開発を奨励し、その支援施策を講じなければならない。

第20条（スポーツ倫理）①すべてのスポーツ活動ではスポーツ精神に応える倫理性が確保されなければならない。

②国及び地方自治団体は、スポーツ競技やスポーツを媒介とした各種事業で公平性を確保することができるように、それに必要な施策を樹立・施行しなければならない。

③第1項及び第2項による倫理性と公正性の確保に必要な事項は、別に法律で定めることができる。

第 21 条（スポーツ安全管理に関する施策）①国及び地方自治団体は、安全なスポーツ活動やスポーツ施設の利用のために必要な安全管理施策を樹立、施行しなければならない。

②第 1 項による安全管理に必要な事項を、別に法律で定める。

第 22 条（スポーツ環境保護）スポーツ施設の設置・運営は、自然環境と生活環境を考慮して、環境に配慮して行わなければならない。

第 23 条（スポーツ価値拡散の育成及び支援）国は、スポーツの理念とスポーツ及び身体活動の社会的価値を拡散するための活動を育成・支援することができる。

第 24 条（スポーツ国際交流及び協力）①国は、スポーツを通じた社会統合と国家イメージ向上のために、国際競技大会、スポーツ行事の誘致などスポーツの国際交流・協力を推進しなければならない。

②第 1 項による国際競技大会の誘致及び支援等に必要な事項は、別に法律で定める。

第 25 条（スポーツ南北交流及び協力）①国は、スポーツを通じた南北間の交流・協力を活性化するために、スポーツ科学・技術・学術・情報及び人材の交流と競技大会の開催及び参加などに必要な施策を講じなければならない。

②国は、第 1 項による施策を実施するために必要な行政的・財政的支援策を用意しなければならない。

第 26 条（スポーツ寄付文化の造成）国は、スポーツ振興のための民間の財源助成と寄付文化の活性化のための制度と環境を用意するために努力しなければならない。

第 27 条（スポーツの日とスポーツ週間）①国民のスポーツ意識を盛り上げ、スポーツを普及するために、毎年 10 月 15 日をスポーツの日と指定し、毎年 4 月最後の週をスポーツ週間とする。

②スポーツの日とスポーツ週間行事に必要な事項は、大統領令で定める。

附則<法律第 18380 号、2021. 8. 10>

第 1 条（施行日）この法律は、公布後 6 ヶ月が経過した日から施行する。ただし、第 3 条第 7 号及び第 16 条は、2022 年 6 月 16 日から施行する。

第 2 条（他の法律の改正）①国民体育振興法の一部を次のように改正する。

第 7 条を削除する。

②国際競技大会支援法の一部を次のように改正する。

第 8 条を削除する。

第 21 条第 3 項中“支援委員会”を“「スポーツ基本法」による国家スポーツ政策委員会”とする。